



気まぐれ通信 2022/05

社会福祉・医療の公益性・非営利性の観点から、経営主体のガバナンスの強化、透明性向上等の制度の見直しが行われ、説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方がさらに求められております。本通信は、これら社会福祉法人・医療法人の制度改革関連のトピックスをご紹介します。 監査法人ユウワット会計社

高齢者の身元保証について

医師法(昭和23年法律第201号)の第19条第1項には「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」と規定されています。また特別養護老人ホームその他の介護施設においても、人員、設備及び運営に関する基準で「指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。」と規定されています。

これらに加えて厚生労働省は、平成30年4月27日に「身元保証人がいないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて(医政局医事課長通知)」を、同年8月30日に「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について(厚生労働省老健局高齢者支援課・振興課通知)」を発出、身元保証人がいないことだけで入院・入所を拒否することがないように通知しました。

さらに地域医療基盤開発推進研究事業として「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を作成、令和元年度に公表しています。

その一方で、総務省や消費者庁には依然として、「入院時の身元保証人がいなくて困っている」などの相談があったことから、関東管区行政評価局が埼玉県、東京都、神奈川県内の病院・施設など1,962か所を抽出して調査を行い、その結果を「高齢者の身元保証に関する調査(行政相談契機)―入院、入所の支援事例を中心として―」として報告しました。報告書は、「高齢者の身元保証に関する調査結果」、「身寄りのない高齢者の入院、入所に係る支援の取組事例集」、「病院、施設から寄せられた意見要望集」の3章から構成されています。

調査の結果、病院・施設の9割以上が、入院・入所の希望者に身元保証人を求めていることがアンケートで分かりました。

「身元保証人を用意できない場合の対応」(複数回答)

について尋ねたところ、身寄りがないまま入院・入所させると回答したのは病院で4.9%、介護施設で1.7%に留まり、身元保証会社の紹介や成年後見制度の利用を促す、あるいは保証金を預かるなどして入院・入所させるなど、何らかの対応をしている病院・施設が多いものの、病院の5.9%、施設の20.6%は入院・入所を断ると回答しています。

病院・施設が困っていることとしては、①急変時や入院計画書・ケアプランの作成等に意思疎通が取れず、行政機関に相談したいが断られる、②入院費・入所費の未収金や日用品等の購入費用が回収できない、③退院後の受入先が決まらず、入院が長期化する、④死亡時の遺体・遺品の引取り等死亡時の対応に苦慮している、などが上げられ、病院・施設の責任や負担が大きい実態が明らかになっています。

対応策としては、市区町村、病院・施設、社会福祉協議会や民生委員等による身元保証人の代わりとなる支援チームを形成し、入院・入所時や緊急時に身元保証人に依頼する役割を分担したり、年金の受取口座を入所費の支払用口座とすることや保証金を預かること等で、未取リスクを下げている例もありました。しかし先行例の紹介に留まっており、病院・施設からは対応の統一やマニュアル化を求める声が上がっています。

高齢化の進行に伴い単身高齢者世帯の増加も進み、また家族がいても協力が得られない人も増えていくことが予想される中で、身元保証人がいなくても医療・介護サービスが受けられるかは、住民にとっては重要な問題です。行政と病院・施設、そして住民とが連携して体制を構築することが求められます。

「気まぐれ通信」のアーカイブをご覧になりたい方、社会福祉法人・医療法人の経営・法律・会計等に関するご質問がお有りの方は、是非、弊監査法人の下記HPを通じてお問い合わせをお願い致します。ありがとうございました。

<https://iuvet.jp>

監査法人ユウワット会計社

